

(設置)

第1条 教授会に、放送大学教授会規程（平成22年放送大学規程第2号）第8条の規定に基づき、社会教育主事講習運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 社会教育主事講習の企画・立案に関する事。
- 二 社会教育主事講習の運営に関する事。
- 三 社会教育主事講習に係る科目・教材の作成に関する事。
- 四 社会教育主事講習の受講者の選定に関する事。
- 五 社会教育主事講習の単位修得の認定に関する事。
- 六 社会教育主事講習の修了証書の授与に関する事。
- 七 その他社会教育主事講習に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 学長が指名する副学長 1名
- 二 講習科目を担当する主任講師又は担当専任教員 若干名
- 三 学務部長
- 四 文部科学省の関係職員
- 五 その他委員長が指名する者 若干名

(任期)

第4条 前条第2号、第4号及び第5号に掲げる委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、年度の途中において委嘱された委員の任期は、当該年度の末日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は第3条第1号の委員をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第9条 委員会に、特定の事項を調査、審議させるため、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループに関し必要な事項は、委員会が定める。

(事務)

第10条 委員会の事務は、関係各部課室の協力を得て、学務部連携教育課において処理する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。